

令和6年高島市教育委員会
第8回定例会議事日程

日 時 令和6年8月20日（火）
午後2時00分
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 令和6年第7回定例会会議録の承認

3. 会議録署名委員の指名

委員

委員

4. 議事

日程第1 議第51号 臨時代理につき承認を求めることについて
(高島市教育委員会事務局職員の人事)

日程第2 議第52号 高島市重要文化的景観整備活用委員会委員の委嘱について

日程第3 議第53号 令和5年度高島市一般会計歳入歳出決算の認定議案に関する市長への意見について 当日資料

日程第4 議第54号 令和6年度高島市一般会計補正予算（第2号）案に関する市長への意見について 当日資料

5. 報告

報告第17号 高島市育英資金貸付審査委員会設置要綱の制定等について

6. 今後の日程

・令和6年教育委員会第3回臨時会（案）

日時：令和6年8月21日（水）午後2時00分

場所：高島市役所 新館3階 会議室

・令和6年教育委員会第9回定例会（案）

日時：令和6年9月18日（水）午後2時00分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

令和6年 第8回定例会座席表

饗庭 教育総務部長	川島教育長			饗庭 教育指導部長	
中川 教育総務部 次長	橋本 教育委員		田邊 教育長職務 代理者	川原林 学校教育課長	
平井 教育総務部 次長				保木 学事施設課長	
竹井 社会教育課長	森 教育委員		高木 教育委員	藤原 学校給食課長	加藤 市民スポーツ 課長
小川 文化財課長				赤水 スポーツ振興 部長	藤本 教育総務課 主事
横井川 文化ホール 館長				野崎 スポーツ振興 部次長	中村 教育総務課 主査

入口

傍聴席

入口

議第 5 1 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 0 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

臨時代理につき承認を求めることについて

高島市教育委員会事務局職員の人事については、高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年高島市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により、令和 6 年 7 月 3 1 日に下記のとおり臨時に代理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 3 号の規定に基づき、事務局職員の兼務を次のとおり免ずる。

職名	氏 名	旧所属名および職名		摘要
課長	藤原 忠実	マキノ学校給食センター	所長	兼務解除
		新旭学校給食センター	所長	兼務解除

議第 5 2 号

高島市重要文化的景観整備活用委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 2 0 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市重要文化的景観整備活用委員会委員の委嘱について

高島市重要文化的景観整備活用委員会規則（平成 2 7 年高島市教育委員会規則第 1 9 号）第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり高島市重要文化的景観整備活用委員会委員に委嘱することにつき、議決を求める。

別紙

高島市重要文化的景観整備活用委員会委員

区分	委員種別	氏名	所属等	新任 再任
第 1 号	学識 経験者	金田 章裕	京都府立京都学・歴彩館 館 長（歴史地理分野）	再任
第 1 号	学識 経験者	南出 眞助	追手門学院大学 名誉教授 （歴史地理分野）	再任
第 1 号	学識 経験者	小浦 久子	神戸芸術工科大学 名誉教授 （都市計画分野）	再任
第 1 号	学識 経験者	石川 慎治	滋賀県立大学 教授 （建造物分野）	再任
第 1 号	学識 経験者	市川 秀之	滋賀県立大学 教授 （民俗分野）	再任
第 2 号	選定地域 関係者	山本 良信	海津・西浜・知内地域文化的 景観まちづくり協議会 会長	再任
第 2 号	選定地域 関係者	足立 亨	針江・霜降の水辺景観まちづ くり協議会 事務局長	再任
第 2 号	選定地域 関係者	澤村 茂美	大溝の水辺景観まちづくり協 議会 会長	再任

任期：令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 3 1 日まで

報告第 17 号

高島市育英資金貸付審査委員会設置要綱の制定等について

令和 6 年 8 月 16 日に別紙のとおり高島市育英資金貸付審査委員会設置要綱（令和 6 年高島市告示第 150 号）が制定され、高島市清水安三育英基金審査委員会設置要綱（平成 18 年高島市告示第 156 号）、高島市育英資金審査委員会設置要綱（平成 18 年高島市告示第 176 号）および高島市高島屋奨学生審査委員会設置要綱（平成 18 年高島市告示第 177 号）は廃止されたので報告する。

令和 6 年 8 月 20 日

高島市教育委員会

教育長 川 島 浩 之

高島市告示第150号

高島市育英資金貸付審査委員会設置要綱を次のように定め、高島市清水安三育英基金審査委員会設置要綱（平成18年高島市告示第156号）、高島市育英資金審査委員会設置要綱（平成18年高島市告示第176号）および高島市高島屋奨学金審査委員会設置要綱（平成18年高島市告示第177号）は廃止する。

令和6年8月16日

高島市長 福井 正 明



高島市育英資金貸付審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 高島市育英基金条例施行規則（令和6年高島市規則第17号）第5条に規定する別に定める審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、高島市育英資金審査委員会、高島市清水安三育英資金審査委員会および高島市高島屋奨学金育英資金審査委員会を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 育英資金の貸付けに関すること。
 - (2) その他育英基金に係る重要事項に関すること。
- 2 審査委員会の担当は、次の表の左欄に掲げる審査委員会の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基金とする。

区分	基金の名称
高島市育英資金審査委員会	高島市育英資金貸付基金
高島市清水安三育英資金審査委員会	高島市清水安三育英資金貸付基金
高島市高島屋奨学金育英資金審査委員会	高島市高島屋奨学金育英資金貸付基金

(組織)

第3条 審査委員会は、次の表の左欄に掲げる審査委員会の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者をもって組織する。

区分	審査委員
高島市育英資金審査委員会	(1) 教育長 (2) 教育委員 2人 (3) 教育総務部長
高島市清水安三育英資金審査委員会	(1) 教育長 (2) 教育委員 2人 (3) 基金出資者である清水安三氏の親族 1人
高島市高島屋奨学金育英資金審査委員会	(1) 教育長 (2) 教育委員 2人 (3) 教育総務部長

(会長および副会長)

第4条 審査委員会の区分ごとに会長および副会長1人を置き、委員の互選によ

って定める。

2 会長は、担当する審査委員会を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長および副会長が選出されていないときは、教育長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、非公開とする。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、高島市教育委員会事務局教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。